

(報 告)

京都府立高等学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書について

京都府いじめ防止対策推進委員会から、京都府立高等学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書が提出されましたので、下記のとおり報告します。

平成 30 年 3 月 23 日

教育長 橋本 幸三

記

京都府立高等学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書

平成 29 年 12 月 22 日 京都府いじめ防止対策推進委員会



京都府立高等学校における
いじめ重大事態に関する
調査報告書

平成29年12月22日

京都府いじめ防止対策推進委員会

目 次

1 対象生徒について	1
2 本件調査に至る経緯等について	1
3 調査の概要について	
(1) 調査組織及び構成員について	1
(2) 調査期間について	2
(3) 調査方法等について	2
4 事実関係について	
(1) 本問題事象について	3
(2) 本問題事象発生前の状況と対応について	3
(3) 本問題事象発生後の状況と対応について（対象生徒への影響等）	6
5 事実関係に係る所見について	
(1) いじめの認定について	9
(2) 学校の対応（組織的対応）に係る評価について	10
(3) 学校の対応（個別対応）に係る評価について	11
6 今後の対応と再発防止策について（提言）	
(1) 今後の対応について	15
(2) 再発防止策について	18

1 対象生徒について

いじめを受けた生徒A … 府立高等学校2年生女子（平成28年度）

いじめを行った生徒B … 府立高等学校2年生女子（平成28年度）

いじめを行った生徒C … 府立高等学校1年生女子（平成28年度）

※ A、B及びCの在籍校については、以下「当該校」とする。

2 本件調査に至る経緯等について

(1) Aは、平成28年9月 [] に発生した部活動でのB及びCからの行為（以下「本問題事象」という。）の後、登校できなくなった。

その後、Aは、11月 [] から別室登校ができるようになり、学習指導を受けた結果、2年生の履修科目の単位をすべて修得することができた。しかし、Aは、平成29年度から他の高等学校に転学した。

なお、本問題事象発生後のAの出欠状況は、以下のとおりである。

年	月	課業 日数	欠席 日数	累計	備 考
28 年	9月	[]	1	1	
	10月	[]	15	16	
	11月	[]	11	27	欠席日のうち1日は私事都合によるもの
	12月	[]	1	28	
29 年	1月	[]	1	29	
	2月	[]	1	30	欠席は私事都合によるもの
	3月	[]	0	30	
計			30		

(2) 平成29年3月27日、本問題事象について、Aの保護者からのいじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項の規定によるいじめの重大事態（以下、「重大事態」という。）として対応するようという要望を踏まえ、府教育委員会からの依頼により、本件調査を実施した。

なお、府教育委員会から依頼された調査事項は、次のとおりである。

- ・ いじめの事実について
- ・ 学校の対応について
- ・ 再発防止について

3 調査の概要について

(1) 調査組織及び構成員について

本問題事象に係る調査組織は、京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「調査委員会」という。）である。

調査委員会は、京都府いじめ防止基本方針（平成26年4月1日策定。以下「府の基本方針」という。）に基づきいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、京都府附属機関設置条例（昭和28年府条例第4号）に基づき設置された府教育委員会の附

属機関であり、「いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務」を所掌している。

調査委員会の委員構成は、以下のとおりである。

氏名	職名	所属
吉田 眞佐子	弁護士	京都南法律事務所
定本 ゆきこ	精神科医	京都少年鑑別所
吉岡 博	小児科医	よしおかこどもクリニック
本間 友巳	教授	京都教育大学
野田 正人	教授	立命館大学大学院
阿久澤 麻理子	教授	大阪市立大学
水本 徳明	特任教授	同志社女子大学

(2) 調査期間について

調査委員会は、平成29年5月12日、京都府教育委員会教育長からの依頼を受けて調査を開始し、同年12月22日の報告書の提出により調査を終了した。

(3) 調査方法等について

府の基本方針は、重大事態に係る調査は、「その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため」に行うものであるとしている。

また、府の基本方針は、「事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること」であり、「この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、教育委員会及び学校としては、「たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要である」としている。

調査委員会は、府の基本方針に従い、調査によって明らかとなった事実我真摯に向き合いながら、中立かつ公平に調査を行うことに心がけた。

以上の調査方針を基本に、調査委員会は、次のとおり文書、資料等及び聴き取りにより事実調査・検証を行った。

ア 文書、資料等による調査

本問題事象に関連する文書、資料等で、当該校が保管していたものを収集した。

- (ア) 当該校による本問題事象に関わる記録
- (イ) Cが描いた「遺影を模した似顔絵」のイメージ図
- (ウ) B及びCが書いた反省文
- (エ) ■■■部員が書いた反省文
- (オ) 当該校のいじめ防止基本方針
- (カ) 当該校の学校要覧（平成28年度版）

イ 聴き取り調査

聴き取り調査は、上記アの「文書、資料等」により状況を把握した上で、対象生徒及び対象生徒の保護者並びに関係教職員に対し、以下のとおり実施した。

調査日	調査対象
5月31日(水)	A及びAの保護者
6月13日(火)	B及びC
6月14日(水)	B及びCの保護者
7月5日(水)	Aの担任、部活動顧問
7月11日(火)	校長、副校長
7月12日(水)	養護教諭
8月25日(金)	スクールカウンセラー

なお、本問題事象に係る調査委員会の検討状況は、以下のとおりである。

日時	内容
5月12日(金)	事案の調査・分析
5月24日(水)	事案の調査・分析
6月26日(月)	事案の調査・分析
7月26日(水)	事案の調査・分析
9月20日(水)	事案の調査・分析及び報告書の検討
10月23日(月)	報告書の検討
11月29日(水)	報告書の検討
12月22日(金)	報告書の検討・決定

4 事実関係について

(1) 本問題事象について

A、B及びCから聴き取った内容、10月[]に当該校の[]部員が書いた反省文及び当該校による本問題事象に関わる記録の内容から判断すると、概ね以下のような状況が把握できた。

ア 9月[]の状況

放課後（Aは部活動を欠席）、部活動に使用されている教室の黒板に、CがAの似顔絵を描いたところ、それに対してBが「遺影にしてみて」と言い、Cが額縁と祭壇・供物を描き足した。

その後、練習が開始されたが、他の部員から似顔絵があると[]に集中できないとの声が出たため、Bが消した。

イ 9月[]の状況

放課後、前日と同じ教室において、B及びCが、Aがいることに気付かず、他の部員に前日のいきさつを話すとともに、Cが昨日と同様の遺影を模した似顔絵を描き出した。

Aは、Cが描いた遺影を模した似顔絵をBに消すように求めたが誰も消してくれないので、自ら消して教室を出た。

(2) 本問題事象発生前の状況と対応について

Aは、調査委員会による聴き取り調査において、本問題事象発生前においても、[]部内にはいじり、いじられる状況があり、苦痛であった旨を述べている。そのため、

本問題事象発生前の■■部の状況や学校のいじめへの対応について調査を行った。その結果は、概ね以下のとおりであった。

ア 本問題事象発生前の■■部の状況

本問題事象発生前の■■部の状況については、A、B及びCからの聴き取り調査並びに■■部員が書いた反省文(10月■■■■に書かれたもののほか、10月■■■■に書かれたものも含む。)からもいじり、いじられる状況があったことがうかがえる。(※)

※ 10月■■■■の反省文は、同日午前9時から行われた■■部のミーティングにおいて、Aの担任であり■■部の顧問でもあるX教諭からの指導後に、本問題事象に関わる自らの言動や見聞きした事実を振り返り、反省すべき点を反省するとともに、今後どのようにすべきかを考えるために部員が書いたものである。

また、10月■■■■の反省文は、■■部内の状況について、生徒指導部による事実確認及び調査の一環として、部員が書いたものである。

なお、10月■■■■の反省文は21名(B及びCを含む)、10月■■■■の反省文は32名(同左)が書いているが、重複する者もあり、実数は33名である。

(ア) Aの見解等

Aは、聴き取り調査において、■■部内には従来からいじり、いじられる状況がありしんどかったこと、2年生は人数が少なく仲が悪かったことから、誰かをいじめればまとまりやすいという考えがあったと思われること、また、自分が休んでいるときに似顔絵を描かれており、自分は笑ってはいたが内心はやめてほしいと思っていたことを述べている。

(イ) Bの見解等

Bは、聴き取り調査において、■■部内には悪気はないもののいじり、いじられる状況があり、Aもいじられることが多い部員の一人であったこと、自らは比較的いじる側であり、■■部員に対しては「もさい」と言ったりしたことなどを述べている。

また、反省文の中でも、■■部は、入部当初からいじりがきつい体質があり、Aに対しては、27年夏の■■の頃から「もさい」や「きもい」といった指摘がされるようになったなどと書いている。

(ウ) Cの見解等

Cは、聴き取り調査において、■■部では日常いじり合っている感じであったこと、特定の部員に言うのではなく例えば背の低い部員に対して「チビ」と言ったりしていたこと、自分はいじられるという意識はなく、あまり問題があるとは思っていなかったことなどのほか、Aを尊敬していたとも述べている。

また、反省文の中でも、部員一人一人の特徴(太っている・痩せている、身長的高低等)を言うようなことが多少あっても、ひどかったり、きつかったりするような感じはなく、また、誰かを馬鹿にしたり気持ち悪がったりするような言動をすることについては、部員同士の仲が良すぎたために遠慮がなくなっていたように思われるなどと書いている。

(エ) 対象生徒以外の■■部員の見解等

対象生徒以外の■■部員が書いた反省文(10月■■■■及び10月■■■■に書かれたもの)によると、過半数の18名の生徒は■■部内にいじり、いじられる状況があったことを認識しており、そのようなことについて否定的な意見が多く見

られた。

【反省文の主な記載内容】

- ・ 他人をいじる風潮があった。それは主に現3年が作った雰囲気だ。
 - ・ ■部の中で、いじりの酷さは中々にしつこく激しい。
 - ・ 学年に関係なくいじりはあった。
 - ・ 入部当初は、本当にいじりが強い、きついと思ったが、今では、そのいじりが普通になってきていると思う。
 - ・ 部内で、いじりは何回も見かけている。
 - ・ 部活内でのいじりが許される雰囲気は確実にあった。
 - ・ 普段から先輩の中で「死ね」、「キモイ」など暴言をよく聞いていた。
 - ・ 卒業生の世代から部内でのいじりはあった。
 - ・ 全体的に体型についてのいじりは多かったように思う。
 - ・ 一部の人間は言葉や言い方が過度にきつい時もあり、それを向けられて刺さることも多々あった。
 - ・ 今までの部活の雰囲気では、「怖い」と思うような空気ができていたと感じ、安心できない時期もあった。
- ※ 引用した文章については、文体に修正を加えている。

なお、その他の部員については、これまでの■部の活動においては、「ひどいいじりはなかった」、「いじりは気にならなかった」、「分からない」等の意見を書いている。

以上のことを総合すると、■部内には、本問題事象発生前から、いじり、いじられる状況があったことがうかがわれる。

イ 本問題事象発生前の当該校の対応

対象生徒や教職員からの聴き取り調査の結果等によると、本問題事象発生前における当該校の対応状況は、次のとおりであった。

(7) 当該校全体におけるいじめへの対応状況

校長、副校長及び養護教諭からの聴き取り調査によると、当該校では、■部から、いじめアンケートや研修等について慎重かつ丁寧に対応している教員が多いと認識されていたことがうかがわれ、また、本問題事象発生前から、生徒指導部長がいじめについて、とりわけいじりはいじめであることを生徒に話しているとのことなどの説明があった。

また、当該校の法第22条の規定によるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）の構成は、副校長、生徒指導部長、学年部長、人権教育担当、教育相談会議担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者であり、「その他校長が必要と認める者」には、事案の内容等に応じていじめの被害・加害生徒の担任等が含まれることになる。しかし、当該校では、本問題事象発生までは、いじめ対策組織の会議が開催された例がなかったとの説明があった。

また、年3回のいじめアンケートも含め、いじめ問題全体を扱っているのは生徒指導部であって、本問題事象についていじめ事象と認識してから、初めていじめ対策組織の会議を開いたとのことであり、いじめ問題に対して二段構えの対応をしていたことがうかがえる。

(4) 部におけるいじめへの対応状況

部には顧問の教諭が2名（X及びY教諭）いるが、A、B及びCからの聴き取り調査によると、両教諭が部に来ることはあまりなかったとのことであった。一方、管理職からの聴き取りでは、部は、文化系の部活動の中では、顧問の関与度の高い部であるとの認識であった。

また、Y教諭からの聴き取り調査では、部員が部員を厳しく指摘されることが切磋琢磨になり、部員同士が部員を部員として、それはお互いに了解の下で行われていることなどの説明があった。

さらに、Aの担任でもあるX教諭からの聴き取り調査では、部内にいじり、いじられる状況があることは後から聞いた（知らなかった）こと、きつい言葉が飛び交っていた実態はあると思うこと、悪意のあるいじめなら力関係や雰囲気で分かるが、部はそのようには思わなかったことなどの説明があった。

なお、このような部の雰囲気もあって、Aは、本問題事象発生の数日前、Y教諭に対し、部の京都府大会（平成28年部以下「府大会」という。）終了後から休部したい旨を申し入れている。Y教諭は、部員を提案したが、Aに休部を希望する理由は聴かなかった。

(3) 本問題事象発生後の状況と対応について（対象生徒への影響等）

ア 本問題事象発生後の状況と当該校の対応

本問題事象発生後状況及び当該校の対応等については、概ね次のとおりである。

(7) 平成28年9月

朝、Aの保護者からAの欠席について電話連絡が入る。その際、昼休みにY教諭から電話がほしい旨の伝言があったが、生徒対応の必要があったため、Y教諭は昼休みに電話ができなかった。そのため、昼過ぎに同保護者から副校長に再度電話が入り、副校長に本問題事象が伝えられた。

なお、Y教諭は、夕刻、同保護者に電話し、応答が遅れた件について謝罪した。

(4) 9月

体育祭が開催された。Aは、部員。また、部活動対抗リレーに出場する必要があったため、体育祭に参加した。

体育祭終了後にY教諭がA本人から事実確認を行った後、A、Aの保護者、副校長及びY教諭の4人で話し合いを実施した。この場において、本問題事象について重大ないじめとして受け止める旨が、副校長からA及びAの保護者に伝えられた。

夕刻、X及びY教諭が、部のミーティングを実施し、部員を指導した。

(4) 10月

X教諭が部員を指導するとともに、反省文を書かせた。また、B及びCについては個別に面談を行うとともに、本問題事象の発生状況を中心に反省文を書かせた。

(4) 10月

いじめ対策組織の会議（1回目）が開催され、Aについてカウンセラーの協力が得られる体制をつくるなど、今後の対応方針の確認等が行われた。

なお、スクールカウンセラーは同組織の構成員であるが、当日は当該校での勤

務日（●曜日）ではなかったため、この会議には出席していない。

- (オ) 10月●
生徒指導部長が●部員に対し説諭等を行い、生徒に事の重大性を更に認識させるとともに、これまでの●部の状況を中心とする反省文を書かせた。
- (カ) 10月●
生徒指導会議において、校内の規定に従いB及びCを●登校謹慎●（10月●～10月●）の指導を行うことが決定された。
- (キ) 10月●
副校長から●部に対して説諭（コミュニケーションの基本（「face to face」であること）等について）が行われた。
- (ク) 10月●
夜、●部員の一人からAにラインで●部内の様子（Bに反省の様子が見られないこと等）が伝えられた。
- (ケ) 10月●
X教諭が、Aにラインをした上記の●部員から状況確認を行い、軽率な行動をしないよう指導した。
上記の指導について、Aは、X教諭に対し部員との連絡手段がなくなってしまう旨のメールを送った。
- (コ) 10月●
いじめ対策組織の会議（2回目）が開催され、2年生の●部員からAに対して登校を促すこと、Aにスクールカウンセラー対応を働きかけることのほか、学年部長からB及びCの状況報告があった。
なお、スクールカウンセラーは同組織の構成員であるが、当日は当該校での勤務日（●曜日）ではなかったため、この会議には出席していない。
- (サ) 10月●
10月●以降、副校長や顧問の教諭らが、A及びAの保護者との連絡をとろうとしたが結果的に果たせず、Aに対して●部が府大会に参加することを伝えることができなかった。そのため、Aの気持を聴くことができないまま府大会の開催日を迎えた。
最終的にAは府大会に出場できず、3年生の部員がAの●を務めた。

※ 府大会への出場に関しては、本問題事象発生後、●部のミーティングに加えて、管理職と顧問教諭を中心に検討が行われていたが、以下の理由により出場することとなった。

なお、●部では、Aの復帰を待ちつつ、Aが出場できなかった場合を考慮し、引退した3年生の部員による●も準備していた。

- ① 府大会を辞退することによるAの精神的な負担を考慮するとともに、Aの「戻ってこられる場」を確保するには、府大会に出場してAの復帰を探るべきであると考えたこと。
- ② 府大会は、●を獲得した学校●が出場できるものであり、辞退した場合、風評が立ち、Aを更に傷付けることが懸念されたこと。
- ③ 府大会を辞退した場合、他の部員に与える衝撃が大きく、部活動の存続に影響を与えるとの懸念があったこと。

※ 府大会出場後も、B及びCに対する指導が継続されたほか、[]部に対する指導（説諭のほか、人権学習及びボランティア活動）が行われた。（11月[]～11月[]）

(シ) 10月[]
Aの保護者と副校長が、[]部が府大会に出場したことやAの別室登校に向けての方策等について、電話でやりとりした。

(ス) 11月[]
Aの保護者と副校長とが、SMS（ショートメッセージサービス）により別室登校に向けた相談を行った。

(セ) 11月[]
Aが、送迎支援を受けながら、別室登校を開始した。（3学期は、自力により登校）

(ソ) 11月[]
この日以降、平成28年度中にAに対して、スクールカウンセラーによる9回のカウンセリングが実施された。

※ 年明け（概ね平成29年1月中旬）以降、副校長が、A及びその保護者に対し謝罪の受入れと教室への復帰について打診を始めた。

(タ) 1月[]
Aの保護者から、Aが転学を希望している旨が伝えられた。

(チ) 平成29年3月[]
成績会議後、副校長からAの保護者に対し、Aの2年次の履修単位のすべてが認定された旨をメールにより連絡した。
なお、併せてAの最終意思を確認をしたところ、Aの保護者から転学手続きを進めるよう依頼があった。

(ツ) 平成29年3月27日(月)
Aの保護者から当該校に対し、本問題事象について、重大事態として対応するよう電話による依頼があった。

イ Aへの影響等

Aは、自分が本問題事象によって傷つき、登校できない状況になっているにもかかわらず、B、Cをはじめ[]部員が楽しそうにしている様子などがラインやネットで伝わってきたことから、BやCが反省していないと思うとともに、[]部が府大会に出場したことにより自分の居場所がなくなってしまうと感じ、更に登校が困難な状態になった。その後、別室であれば登校ができるようになり、最終的に2年生として必要な履修科目の単位を修得することができた。

しかし、Aは、本問題事象発生後のB及びCの様子や当該校の対応等に不信感を持ち、B及びCからの謝罪の場が設けられることを望まず、平成29年度から他の高等学校へ転学するに至った。

ウ B及びCへの指導等

B及びCは、本問題事象発生後は、 登校謹慎のほか、副校長、生徒指導部長及び顧問の教諭らからの指導や 部員を対象とする人権学習及びボランティア活動（校内清掃）を経て、反省を積み重ねた。

5 事実関係に係る所見について

(1) いじめの認定について

以上の事実を踏まえ、本問題事象が、いじめに該当するかどうかについて検討する。

ア いじめの定義等

(ア) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）によると、「いじめ」は次のように定義されている。（法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法においては、「児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定され、被害生徒の主観面を要件としているので、基本的に加害生徒のいじめの意思の有無は問われない。

(イ) いじめの態様

また、どのような行為がいじめに該当するのかわについては、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）では、「具体的ないじめの態様」として、次のようなものが挙げられている。（この内容は、平成29年3月14日の改定後も同様である。）

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、法においては、いじめの「程度」については規定されていないので、法第2条第1項に規定する定義に該当すれば、すべて「いじめ」として扱われることになる。

イ 本問題事象におけるいじめの認定

本問題事象は、Aが、B及びCによって遺影を模した似顔絵を教室の黒板に描か

れ、それにより心身の苦痛を感じているというものである。

Aが、自身の遺影を模した似顔絵を描かれ、そして、そのことにより苦痛を感じているのであるから、上述のいじめの定義等から明らかなように、本問題事象における行為は、いじめに該当する。

ウ 本問題事象の背景

なお、対象生徒からの聴き取り調査と■■■■部員の反省文の内容からは、従来から部内にいじり、いじられる状況があったことがうかがわれる。そのような、本問題事象発生前からのいじりの中には、いじめとみなすことが可能なものもあったのではないかと考えられ、当該校は、■■■■部内にいじめが疑われる状況があると認識しておくべきであった。

(2) 当該校の対応（組織的対応）に係る評価について

まず、本問題事象への当該校の組織的対応について検討する。

ア いじめ対策組織のあり方

いじめ対策組織については、「いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であるという法及び国の基本方針の趣旨を適切に踏まえた体制や取組が措置されていること。特に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があった際には、特定の教職員で抱え込まずに、いじめ対策組織を活用し速やかに組織的に対応すること」が求められている。（いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応及び児童生徒の自殺予防について（平成27年8月4日付け27初児生第20号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知））

また、当該校のいじめ防止基本方針は、いじめの疑いに係る情報があった際に、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行うための中核となること、また、いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織で情報共有し、今後の対応について検討することを規定している。

しかし、関係教職員からの聴き取り調査によると、当該校では、いじめが疑われる事象が発生した場合は、まず生徒指導として対応するとのことであった。いじめ防止基本方針を適切に運用すべき義務を負う学校として、この対応は、適切ではない。確かに、いじめの防止等に係る指導は生徒指導の一環ではあるが、法及び国・府の基本方針を踏まえれば、当初から一貫して、いじめ対策組織による「組織的対応」が行われるべきであった。

イ 組織的対応のあり方

いじめ対策組織は、上述のとおり、いじめの防止等を実効的に行うための組織であることが求められており、その趣旨にふさわしい体制がとられ、取組が行われなければならない。

いじめ対策組織に求められているのは、教職員の経験や知見を活用していじめ問題の見立て（アセスメント）をしっかりと行い、それを基にしていじめの解決を図っていくことである。いわゆる「教師」の力だけで課題の解決に向けた方策の拠り所となる見立てを的確に行うことは困難であり、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の参画が不可欠である。

しかし、本問題事象発生後、当該校のいじめ対策組織の会議は2回（10月■■■■及び10月■■■■）しか開催されず、さらに、スクールカウンセラーも出席していなかった。また、関係教職員からの聴き取り調査によると、会議において様々な議論が行われたというよりも、対応方針や指示を確認する場のようになっていた状況

がうかがわれた。

さらに、本問題事象の解決に向けては、部長会議や職員会議でも協議・検討が行われたとのことであったが、部長会議には養護教諭及びスクールカウンセラーが、また、職員会議にはスクールカウンセラーが出席しないのであるから、校内での一般的な意思共有はともかく、本問題事象への対応の中核となるべき当該校のいじめ対策組織において、構成員の共通認識の下に適切な対応が行われたとは言えないと思われる。

以上のことから、本問題事象への対応に関して、法が求める組織的対応ができていなかったといわざるを得ない。

(3) 当該校の対応（個別対応）に係る評価について

次に、本問題事象に関わる当該校の個別対応について検討する。

当該校の個別対応については、以下のア～クの8つの対応から評価する。

ア 本問題事象発生までのいじめ防止等の対策

4-(2)でも取り上げたように、B及びCのほか、反省文を書いた部員の過半数が部内にいじりが存在することを認めていたが、当該校は、このような実態を十分把握しておらず、むしろ、顧問教諭は、多少の厳しい指摘等は、部員として切磋琢磨する上で必要なことであると考えていたことがうかがわれる。当該校としては、以前からいじりはいじめであるとして生徒指導を行っていたとしている(4-(2)-イ-(ア))が、顧問教諭の考え方は当該校の生徒指導方針との整合性を欠いており、顧問教諭が顔を出すことが少なかった「部」という閉ざされた空間の中で、いじり、いじられる状況が常態化していたと考えられる。

Aが休部を申し出た時点(4-(2)-イ-(イ))で何らかの注意が払われていれば、このような状況に気付く機会となり、本問題事象を未然に防げたのではないかと思われる。しかし、両顧問教諭からの聴き取り調査では、部の内情、特にいじり、いじられる状況を問題視せず、そのことを気にしたり、居づらさを感じたりしている部員の存在について、十分な把握ができていなかったことがわかる。

また、当該校のいじめ防止基本方針（以下、「当該校の基本方針」という。）で規定された「いじめの未然防止」の取組(*)が徹底されていなかったことも、本問題事象の一因であると考えられる。

※ 当該校の基本方針には、以下のような基本的な考え方が示されている。

- ・ いじめはどの学校でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものであることを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。
- ・ 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 生徒達に集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 教職員は、自らの言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ 本問題事象発生後の初期対応（事象の概要把握を含む。）

本問題事象の発生(9月)を当該校が把握するのは、翌日(9月)の午後、Aの保護者からの電話によってであるが(4-(3)-ア)、9月が体育祭であったこともあり、いじめ対策組織の会議の開催は、休業日を挟んで10月の午後になっている。

生徒からのいじめに係る報告・相談のほか、教職員がいじめを認知した場合は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、直ちに、当該情報を速やかにいじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげることが求められる。

このことを踏まえて、本問題事象発生後、いじめ対策組織の会議が開催されるまでの当該校の対応状況を整理すると、次のようになる。

(7) 9月

体育祭終了後、Y教諭がAから事実確認を行った後、Aの保護者及び副校長も交えて話し合いを行い、さらに、夕刻、X及びY両教諭が部のミーティングを実施し、Aの欠席理由等を説明している。

(4) 10月

部のミーティングを実施し、X教諭が部員に反省文を書かせることによって反省を促すとともに、B及びCに対しては、個別に面談を実施して説諭を行い、同様に反省文を書かせた。また、部員がAに対する手紙を書いた。

なお、同夜、Y教諭が、A本人に電話してAの今の気持等を確認している。

(ウ) 10月

夕刻、X教諭が、Aの保護者と面談し、部員の様子を説明した。

(エ) 10月

同夜、Y教諭が、A本人に電話してAの気持等を確認している。

(オ) 10月

いじめ対策組織の会議（1回目）を開催している。

このように振り返ると、体育祭や休業日を挟んでいたとはいえ、本問題事象に係る当該校の初期対応は、法等が求める迅速さに欠けていた。本来は、本問題事象を把握した9月の夕刻、それが無理でも、9月の夕刻には、いじめ対策組織の会議を招集し、対応等について協議すべきであったと考えられる。

なお、組織的な対応とは直接関係はないが、上述の9月のAの保護者からの電話に依頼どおり対応できなかったことが、結果的にその後のAの保護者と学校とのやりとりに大きな影響を及ぼしたことは残念である。

ウ Aへの対応・支援

Aに対する当初の対応は、いじめの状況確認等が主となっていることがうかがわれた。

しかし、いじめの被害者にとって必要なことは、誰かに親身になって話を聴いてもらうことであり、学校には、「共感的態度で内容を聴く」こと、「いじめられた生徒に寄り添い支える体制」を構築することが求められる。よって、本問題事象発生直後から養護教諭やスクールカウンセラーによる相談の機会を積極的に設けることが必要であったが、後者は週1回（4時間）の勤務であり、相談の機会を設けることが困難な状況であった。

なお、Aの保護者への対応（支援）についてであるが、やりとりの主たる手段がSMSとなってしまい、十分な意思疎通を図ることができなかったことは、本問題事象のその後の経過を複雑化させた一因である。面談が無理な場合でも電話でのやりとりができるようにするなど、Aの保護者との適切な連絡方法を確保するためにも、いじめ対策組織において構成員が知恵を出し合うことが必要であった。

エ B及びCをはじめとする■■■■部員への対応・指導

B及びCをはじめとする■■■■部員に対しては、本問題事象発生後、次のように対応・指導している。

(ア) 10月■■■■

■■■■部のミーティングを実施した後、X教諭が、個別に面談を実施して説諭を行い、反省文を書かせた。

(イ) 10月■■■■

夕刻、生徒指導部長が、■■■■部員全員への指導と事実確認を行った。

(ウ) 10月■■■■

副校長、Y教諭等が、関係■■■■部員（B及びCを含む。）を呼び出し事実確認を行った。

(エ) 10月■■■■

B及びCに対し、■■■■登校謹慎を言い渡した。

(オ) 10月■■■■

副校長から■■■■部に対して説諭（コミュニケーションの基本（「face to face」であること）等について）が行われた。

その後、当該校は、B及びCに対する継続指導のほか、■■■■部に対する人権学習や部員によるボランティア活動を実施しているが、B及びCへの対応・指導に一定の方針が見られず、揺れ動いている印象を受ける。

また、指導を受けている期間中に、BのあげたSNSの内容がAを更に傷つけることもあった。毎日24時間の「反省」を強いることは非現実的であるが、少なくとも、いじめの問題が解消していない時期については、当該校は、「謹慎」に準じた生活（今回の場合、ライン等の不適切な使用の禁止）を指導すべきであったと思われる。

オ ライン等のやりとりに係る指導

本問題事象を複雑なものにした大きな要因の一つに、ライン等のやりとりに係る指導の問題がある。この軽率な行動をしないようにとの指導は、10月■■■■の夜に、■■■■部員の一人からAにラインで部内の様子が伝えられたこと（4-(3)-ア）を受け、ライン等による連絡では微妙なニュアンスが伝わらず誤解を招く恐れがあることを考慮して10月■■■■に行われたものである。

確かに、ライン等によって、事情のよく分からない第三者的立場にある者が、関係生徒の一方に他方の情報等を無思慮に、あるいは不確かなままに伝えるといった無責任な情報発信が行われることも考え得るし、また、部員や友人から励ましや応援のメッセージが送られてくることのある反面、反省の伴わない言い訳・弁解のほか、場合によっては誹謗・中傷が伝えられることにより、Aを更に傷つける結果を招く恐れもある。

非常に難しい問題であるが、上述のような論点を踏まえると、当該校が、10月■■■■の夜にラインを送った部員とAとのネット上のやりとりについて指導したことには、一定理解できる点はある。

しかし、この指導については、AやAの保護者に対する説明が十分なされたとは

いえず、その理解が得られていない状況がうかがわれ、結果的には、やや拙速な指導であったと思われる。また、この指導がいじめ対策組織の会議での議論を経た組織的な対応ではないこともあって、生徒間で「規制されているのではないか」といった憶測を生む結果を招いたと思われる。

なお、インターネットの利用に関して、日頃から情報モラル教育がしっかりと行われていたのかどうか、当該校として振り返ってみる必要もある。

カ 部活動の活動（府大会への出場等）

本問題事象への対処を複雑にしたもう一つの要因に、部活動の府大会への出場が挙げられる。

当該校の部活動は、比較的レベルが高く、同校ではいわば花形ともいえる存在であった。

当該校は、部活動内での話し合いを踏まえ、最終的に府大会に出場することとした。その大きな理由は、前述（4-（3）-ア）のとおり、① 府大会を辞退することによるAの精神的な負担を考慮するとともに、Aの「戻ってこられる場」を確保するには、府大会に出場してAの復帰を探るべきであると考えたこと、② 府大会は、部活動賞状を獲得した学校が出場できるものであり、辞退した場合、風評が立ち、Aを更に傷付けることが懸念されたこと、③ 府大会を辞退した場合、他の部員に与える衝撃が大きく、部活動の存続に影響を与えるとの懸念があったことからであった。

府大会に参加することがAとの関係で適切であったか否かについては、当該校が様々な状況等を総合的に検討する中で教育的な見地から判断すべきものであり、参加したことが間違いであったとは言い切れない。しかし、少なくとも本件に関しては、いじめ対策組織の会議において様々な視点を踏まえた議論が行われず、A及びAの保護者への説明も十分にできないまま参加決定が行われ、結果的に更なる問題の複雑化を招いてしまった。

なお、現在、部活動では、月1回学年ごと、そして全体で、顧問の教諭立会いの下に話し合いが行われ、気になることなどの確認が行われており、適切な部活動運営のための努力が行われていることがうかがわれる。

キ 別室登校

当該校は、Aの学習権を保障するため、11月部活動から別室登校による指導を開始した。当初、Aは、Aの保護者又は教職員の送迎を必要としたが、徐々に自力登下校が可能になり、3学期には送迎は不要となった。

別室登校による指導については、A及びAの保護者も満足していることがうかがわれる。別室登校は、64日間に及ぶとともに、教員配置をやりくりして行われたものであり、当該校の対応については評価できる。

ク 謝罪の受入れに係る働きかけ

3学期になると、副校長は、Aに対して、来年度の方向性について考えること、また、B及びCからの謝罪を受け入れることについて促すようになった。

年度末が近づき、Aが3年生になっても2年生と同じ状況（2時限目から5時限目までの出席）のまま別室登校を続ければ、履修科目の単位を修得できず卒業が難しくなることから、Aが普通に登校できるようにするため、当該校に早期解決の意思が強く働いたと思料される。謝罪の受け入れに係る場を設定しようとする姿勢については、教育機関である学校の性格上一定理解できるが、それには発達段階に応じた対応が必要であると思われる。例えば、小学校の低学年であれば「謝りなさい」で済む場合であっても、学年が上がるにつれては単純な対応は禁物であろう。その

ように考えるならば、Aの思いを考慮しながら、いじめ対策組織の会議において養護教諭、スクールカウンセラー等から謝罪の時期や促し方などについてしっかり意見を聴き、相手を尊重する言葉の使い方を含め十分に検討した上で対応すべきであったと思われる。

また、前述のとおり、ライン等の規制や■■部の府大会出場についてなど、A及びAの保護者と当該校との間の捉え方の違いが解消されておらず、AがB及びCの反省の状況や学校の対応に十分納得できていない状況で当該校が謝罪の受入れについて「指導」という姿勢を貫いたことは、A及びAの保護者の立場からは無理解、性急であると感じられても致し方ない状況があった。

なお、こうしたことは、本問題事象の解決に向けた過程での問題であるが、転学という結果に影響がなかったとは断言できないと思われる。

6 今後の対応と再発防止策について（提言）

5-(2)及び(3)で挙げた諸課題を踏まえ、今後、いじめ問題が発生した場合にどのように対処すべきか、また、本問題事象も含め、いじめの再発防止のためにはいかなる取組が必要かについて検討し、以下のとおり提言する。

(1) 今後の対応について

本問題事象のようないじめ問題はどの学校においても起こりうることであり、今後、いじめ問題が発生した場合は、以下の各項目に留意しながら適切に対応することが必要である。

ア いじめへの迅速・適切な対応

(7) 迅速な初期対応といじめ対策組織への情報集約

本問題事象は、Aの保護者からの連絡（副校長が電話対応）で明らかになったものであるが、個々の教職員が把握したいじめ（疑いがある事象を含む。）についても、教職員が認知した場合は他の業務に優先して直ちに、その情報を的確・迅速に管理職に伝え、いじめ対策組織による組織的な対応につなげなければならない。

いじめの情報がいじめ対策組織に集約されるようにし、かつ、いじめがあった場合は速やかに組織に諮れるようにしなければならない。多忙を理由にしていじめへの対応が遅れるようなことは絶対にあってはならない。ただし、日々発生するいじめと認められる事象（けんか、トラブル等いじめの疑いがあると思われるものを含む。）について、そのすべてにいじめ対策組織全体で対応することは困難であるので、いじめ対策組織の下部に少人数のチームを設置し、いじめが疑われる事象について通報があったり、認知したりした場合は、直ちに校長等管理職に報告するとともに、聴き取り調査を実施し、全教職員で迅速に情報共有を行っていじめ対策組織につなぐようにするなど、学校の規模や状況等に応じた工夫が必要である。

(イ) いじめ対策組織による対応の徹底

本問題事象に関していえば、当該校はこれまでから、いじめについてはまず生徒指導部で対応するという認識であり、本問題事象に関して同様の対応であったが、いじめについては当初から必ずいじめ対策組織で対応することを徹底して

おく必要がある。

なお、いじめ対策組織については、学校によっては、生徒指導会議等が兼ねているような例も見受けられるが、国の基本方針では、平成29年3月14日の改定により、改定前の方針に存在していた既存組織の活用を可とする文言が削除されている。(※)そのため、生徒指導会議等既存組織の活用は適切ではなく、各学校では、いじめの防止等を目的とする組織を独立して設置することが必要となっているので注意を要する。

※ 国の基本方針から削除された文言。

「各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称としては「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。」

(ウ) 適切な組織的対応の実施

いじめの防止等に係る組織的対応とは、学校全体で情報を共有しつつ、全教職員が一致していじめ問題を解決しようとする意識の下、担任等の関係教職員をフォローする体制を構築することに加え、いじめ対策組織にそれを構成する教職員の知識・経験を持ち寄り、様々な角度から検討を加え、実効性ある対応をすることである。その観点から見ると、本問題事象に係る当該校の対応は、法や国・府の基本方針が求める、養護教諭やスクールカウンセラーなどが適切に参画した「組織的対応」であったとは言いがたい。

また、いじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、いじめ問題に係る専門的な職員を学校に定常的に配置することが求められるが、それが困難な場合でも、既に配置されているスクールカウンセラーの配置時間の増加や勤務日の柔軟な調整、さらには、いじめが発生した場合には直ちに緊急配置する等の実効性のある措置が必要であり、教育委員会には体制整備に向けた努力が求められる。

さらに、単なる人的措置を講じるだけでは不十分であり、各学校においては、いじめ対策組織の会議にスクールカウンセラーが出席できない場合でも、コーディネーター役の教員を介して会議にスクールカウンセラーの意見が反映されるような仕組みを整えておくことも大切である。

あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、いじめ対策組織の構成員として教職員と対等な立場で意見を述べることができ、かつ、当該意見がいじめの防止等に適切に活かされなければならない。

イ 被害生徒等への支援

学校は、いじめ問題への迅速な対処に加え、被害生徒及びその保護者に寄り添いながら話をしっかりと聴き、その気持ちを十分に汲み取って支援を行う必要がある。

また、学校は、いじめにどのように対応していくのかについて、その確たる方針を被害生徒及びその保護者に丁寧に説明し、不安感を払拭するように努めることも必要である。

なお、いじめが発生した場合、被害生徒及びその保護者は、いじめを直ちに解消するとともに、安心・安全な教育環境の確立、さらには加害生徒への指導・処分を求め、一方、学校は、中立的な立場から、事案の解明のため、被害・加害双方の生徒のほか、周辺の生徒への聴き取りを行うなどして、問題点等を整理してから事に当たろうとする傾向がある。このように、いじめへの対処に当たっては、往々にし

て、解決に向けた立ち位置やスピード感の受け止め方等の違いから、被害生徒及びその保護者と学校の双方の認識に齟齬が生じやすく、信頼関係が失われるおそれがある。

このような結果を招くことのないよう、迅速かつ丁寧な対応が必要なことはいうまでもないが、不幸にして被害生徒及び保護者と学校との間において良好な関係を保つことが難しくなった場合は、いじめ対策組織において新たな対応窓口（担当教職員の変更等）を検討するなど打開策を協議し、より良い関係の構築に努めなければならない。

(7) 被害生徒の気持ちの傾聴

いじめが発生した場合は、直ちに、被害生徒の側に寄り添い、その気持ちを汲み取りつつ話を聴き、被害生徒がどのようにしてほしいのかを十分確認し、その意思を尊重することが必要である。被害生徒にとって、学校・教職員は最後の砦であり、見守られているという安心感を醸成するような対応が必要である。

また、いじめは絶対に許されないこと、さらに、いじめられた側に非があるものではないことも伝え、被害生徒の自己肯定感を育むような対応も必要である。

さらに、学校による聴き取りによって被害生徒が更に傷つくようなことは絶対にあってはならず、このような時こそ、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用することが求められる。

なお、被害生徒の保護者に対しても、以上のことを基本に対応しなければならない。

(4) 学習権の保障

被害生徒は、いじめへの対処中、さらにはいじめ解消後においても、登校が困難な場合があるが、その際には、被害生徒の学習権を保障するため、被害生徒の意向を十分に聴き取るとともに、必要に応じて教育委員会と調整し、別室登校等の実質的な手立てを講じることが必要である。

また、教育委員会は、学校の対応を踏まえ、できる限りの支援に努めなければならない。

(7) 加害生徒からの謝罪の受入れ

5- (3) ークでも述べたように、加害生徒からの謝罪は、被害生徒が納得して初めて受け入れることができるものであり、被害生徒が学校の対応や加害生徒の反省等に疑念を抱いている段階では、謝罪の受入れを被害生徒に強いるべきではない。

ウ 加害生徒への指導

加害生徒については、聴き取りを行い、いじめた動機について聴き取る（しっかりと語らせる）ことが必要である。なぜ、その行為をしたのか、その行為について自分はどのように考えているのか、その行為によって相手がどんな気持ちになっているのかといった点に関して、客観的に振り返らせることが必要である。

そして、これまでの事例も示しながら、いじめは重大な人権侵害であって決して許されないこと、被害生徒に深刻なダメージを与えるとともに、自殺等の取り返しのつかない重大な事態を招く恐れが十分に考えられることをしっかりと認識させることが必要である。

こういった指導は、一過性のものとせず、繰り返し実施し、反省の状況をしっかりと見守る必要がある。

また、加害生徒に謝罪をさせるには、加害生徒が十分に納得してからさせるべき

である。「冗談でやったこと」、「相手も悪い」等の認識が払拭されず、自分の行為がいじめであることを十分に納得させないまま謝罪させることは、被害生徒に更なる苦痛を与えることになるとともに、加害生徒の真の反省の機会を奪うことになる。

(2) 再発防止策について

いじめ問題の発生を未然に防止するため、今後、以下の項目に留意しながら適切に対応することが必要である。

ア 日常のいじめの防止のための取組

(ア) いじめ対策組織の定期的開催等

学校にはいじめ対策組織が存在すること、及び当該組織が統括的にいじめに対応するものであることを再度教職員全員に徹底し、学校全体でいじめに対処するという意識を醸成するとともに、職員会議終了後など構成員全員が集まりやすい時期を選んで定期的にいじめ対策組織の会議を開催し、校内の状況を共有するなどの取組が必要である。

また、いじめへの組織的な対応とは、問題事象が発生した場合に学校全体で情報を共有することはもちろんであるが、その眼目は、いじめ対策組織に属する全教職員一人一人の知識や経験を結集して対応するということであり、その意味でも、万が一問題事象が発生した場合には、いじめ対策組織の会議の招集は、最優先で行われなければならない。(日常的な生徒間のトラブル等への対応については、6-(1)-アのとおり)

また、いじめ対策組織の適切な運営、さらにはいじめの防止等のためには、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含む教職員が、それぞれの多様な専門性を生かして、緊密に連携できる環境が必要である。

さらに、日頃から、学級経営や生徒指導等について、相談したり、気軽に質問したりできる風通しの良い職場の形成もいじめの防止の取組のために不可欠であり、そのためには管理職のリーダーシップが求められる。

(イ) いじめ防止等の方針に係る生徒・保護者への啓発

いじめに関しては、だれもがその加害・被害の立場になり得ることを十分に認識しておくべきであり、学校の基本方針はもちろんのこと、法や府の基本方針等について、生徒集会、保護者会等の様々な機会を通じて、学校が啓発活動を行う必要がある。

また、学校は、学校の基本方針に基づき、被害生徒に寄り添った姿勢を堅持することを明確に示すとともに、いじめが発生した場合の対処についての基本的な方針等を明らかにして周知を図り、教職員・生徒・保護者間に共通認識を構築しておくことが必要である。学校の方針を明確にすることにより、いじめに対して一定の抑止効果が期待できるほか、被害生徒・保護者はもちろん、加害生徒・保護者についても、不安や不満を軽減し、信頼関係の醸成が可能となると考えられる。

(ロ) インターネットの利用に係る生徒への啓発

本問題事象においては、インターネットの利用のあり方が問題となった。

当該校の指導により、Aと■■■■部員とのメール等によるやりとりが結果的に制限された形となったが、ネットを介したやりとりには、無責任な情報が発信されたりするなど負の側面がある一方で、学校以外の声も拾い上げられるなど有益な面もある。

よって、学校としては、日頃から、インターネット等による不適切な情報発信により誰かを傷つける恐れがあること、そして、それがいじめそのもの、あるいはいじめにつながるものであることを生徒に十分認識させながら、慎重に指導を行う必要がある。

インターネットの利用に係る生徒への啓発は、情報モラル教育や道徳教育を中心に実践されるべきであるが、学校の教育活動全体を通じて、何よりも他者への配慮を基本に、教育活動を実践することが必要である。(※)

※ 府の基本方針（第2-2-(1)）においても、ネットいじめのみならず、いじめの防止のために教育活動全体を通じて求められる取組として、次の事項が挙げられている。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にす心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

(エ) 部活動におけるいじめ防止対策

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであって、生徒の責任感や連帯感の育成にも大きな役割を果たしているが、生徒の自主性は尊重しつつも、その運営については学校が適切な指導を行うべきである。

また、部の運営、技能向上のために、生徒が互いに意見交換し、切磋琢磨することは必要であり、そのような営みは、部活動を介した人間関係の形成上、必要不可欠なものであるが、そのための行き過ぎた、あるいは不適切な指導等がいじめにつながることもあり得る。

本問題事象の根底には、 部において、府大会への出場等 部活動としての目標達成のために、本来は相手への敬意に基づく適切な指導・助言であるべきものが、遠慮のない激しい言葉の投げかけやからかいとなっても、これを当たり前として許容する場になっていたことがあると考えられる。

また、このような状況はいじめの温床となり得るものであり、教職員による適切な指導が不可欠となる。いじりやからかいについての考え方や感受性は生徒一人一人様々であるのだから、生徒一人一人へのきめ細かい日々の見守りが必要であったと思われる。

部活動は、生徒にとって学校生活における大きな拠り所となっているのであり、そのような場であるからこそ、生徒が安心して学校生活を送れるように、学校は、「生徒の自主性」を理由に放任せず適切な指導を行うべきであるし、とりわけいじめに関しては十分に配慮しなければならない。

イ 教職員へのいじめ問題の啓発

一般的に、学校は、いじめを「悪ふざけの延長」と認識してしまいがちであるが、仮に加害生徒が「単なる悪ふざけ」という認識であったにせよ、いじめ問題に関しては、まず必ず被害生徒に寄り添い、その気持ちを汲み取るという姿勢で組織的に対応するという心構えが必要である。

そのようにいじめ問題への適切な対処ができるようにするため、例えば、教育委員会においては、これまでの事例を踏まえた効果的な研修プログラムを用意し、教職員が実践的な知識を得ることができるようになるとともに、学校においても、教職員用ハンドブック（「いじめの防止等のために」）を活用した校内研修の充実に

努めるなど、より一層積極的に教職員へのいじめ問題の啓発に努めることが必要である。

そして、すべての教職員には、まず何よりも自校のいじめ防止基本方針及び府の基本方針を理解し、その内容に則って、組織的に対応することが求められているのである。